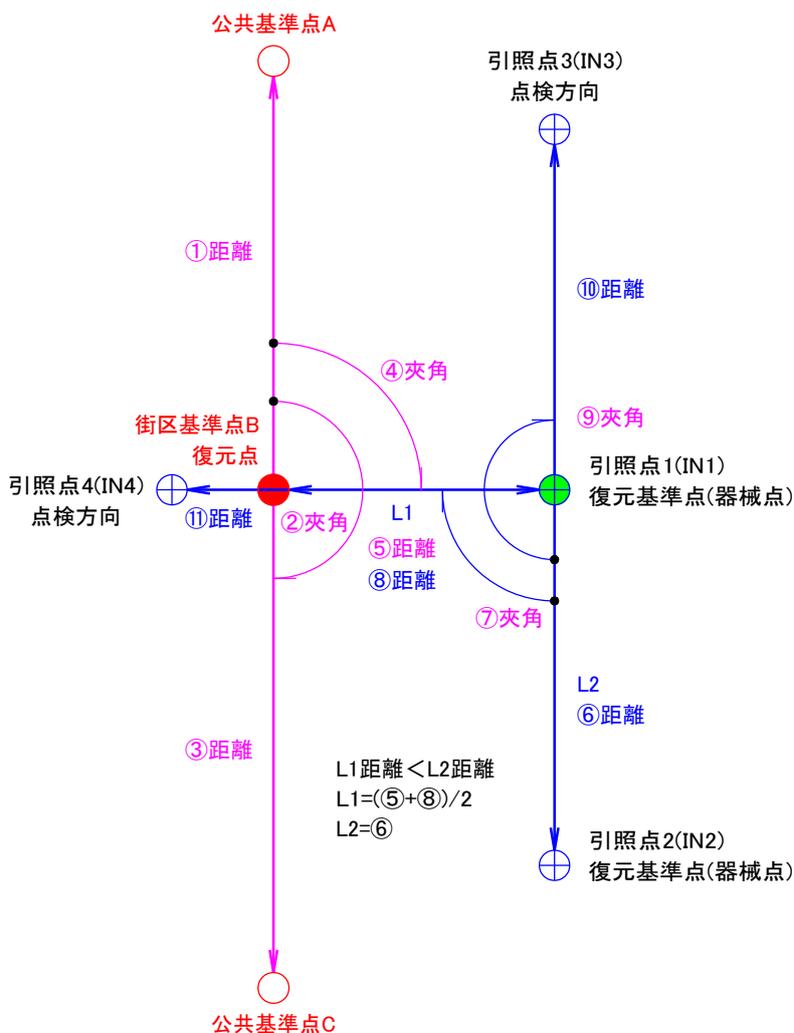


街区基準点復元・効用確認測量作業手順

(亡失点や廃点予定の街区基準点は対象外)

[略図]



◆観測は次表のとおりとする。

区 分		復元・効用確認測量
		2級トータルステーション
水平角観測	読定単位	1" ~ 10"
	対回数	2
	水平目盛位置	0°、90°
	倍角差	30"
	観測差	20"
鉛直角観測	読定単位	1" ~ 10"
	対回数	1
	高度定数の較差	30"
距離測定	読定単位	1mm
	セット数	2
水準測量	機器	3級同等以上レベル
	読定単位	1mm
	セット数	2

[工事前]

＜計画準備＞

1. 現地調査後、関係先との協議
2. 基準点成果などの資料収集
3. 基準点使用承認申請書(様式第2号)、基準点使用承認書(様式第3号)
4. 基準点(一時撤去・移転)申請書(様式第7号)、承認書(様式第9号)など
5. その他(機器の検定・点検調整など)

＜点検測量＞

1. 撤去する街区基準点が正常か確認する(異常の場合は廃点扱い)
2. ②撤去前の街区基準点Bを器械点として前後の公共基準点A・Cを水平角を測定(2対回観測)
3. ①③の距離測定(1対回観測2セット)

<引照点測量>

1. 引照点は原則4点設置(引照点1、引照点2、引照点3、引照点4)
2. 設置条件
 - 1) 堅牢な構造物(縁石、側溝、溜桷など)にドリルなどで穴を開け、金属鉋を打設(台座は使用禁止)
 - 2) L1距離<L2距離とする。
 - 3) ④はなるべく90度方向にする。
3. ④撤去前の街区基準点Bを器械点として引照点1(IN1)を2対回観測(水平角)
4. ⑤の距離測定(1対回観測2セット)
5. ⑦⑨引照点1(IN1)を器械点、引照点2(IN2)を後視点(零方向)として撤去前の街区基準点B、引照点3(IN3)を2対回観測(水平角)
6. ⑥⑧⑩の距離測定(1対回観測2セット)
7. 引照点1(IN1)から撤去前の街区基準点Bの線上に引照点4(IN4)を設置し、⑩の距離測定(1対回観測2セット)、線上に設置が困難の場合は、引照点3(IN3)と同様に設置し、観測する
8. 高さの測定
撤去前の街区基準点Bを基準(BM)として、引照点1(IN1)と他引照点を1点以上を3級同等以上のレベルで往復観測する

[工 事]

<工事着手時期>

基準点(与点)の点検測量及び、引照点測量の作業完了後に再測が無い事が確認できてから工事に着手

<基準点標識の撤去>

原則、真鍮などの標識は再設置に使用するもので、破損しないように慎重に撤去する

[工事完了後]

<引照点の点検測量>

1. 引照点に異常がないか確認する
2. 確認方法は、工事前に引照点設置と同工程で測量し、工事前の成果と比較する。(水平角、距離、高さ)

<復元測量>

1. 引照点1(IN1)を器械点、引照点2(IN2)を後視点(零方向)として復元測量の要素(⑦、L1)より街区基準点Bを復元
2. 距離は水平距離で実施する。(投影補正及び縮尺係数補正はしない)

<効用確認測量>

1. 工事前の①②③④⑤を同工程で観測
2. 上記の測量結果と、工事前の①②③④L1の成果と比較する
3. 許容誤差は角度20秒以内、距離3mm以内とする
4. 水平角及び距離が許容誤差範囲でない場合は復元のやり直し
5. 高さは引照点1(IN1)を基準に直接水準測量を実施し、撤去前の街区基準点の成果と比較し、10mm以上の変更が生じた場合には、国土交通省国土地理院九州測量部へ「高さの改測」の手続きをする

<第三者の点検>

街区基準点管理者の指定又は、指名する第三者に成果の点検を依頼する。(点検証明書)

<提出成果>

真など)

2. 使用機器の検定証明書、成果の点検証明書、測量士登録証の写しなど
3. 基準点効用確認報告書(様式第7号)、基準点機能回復届(様式第10号)など

<管理者へ報告>

復元測量作業手順概略図

